



浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

浦添市長 松本 哲治

浦添市規則第28号

浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則の一部を改正する規則

浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則（令和5年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまちづくり事業
- (2) 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまちづくり事業
- (3) 自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまちづくり事業
- (4) 国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまちづくり事業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。